

北海道外来医療計画（仮称）骨子（案）の概要について

| 項目 | 頁 | 概要 |
|------------------|-----|---|
| 第1 基本的事項 | 1 | 「計画策定の趣旨」として、国における法改正の状況、本道の地域医療の課題や対応状況、地域医療構想と外来医療の在り方について一体的に議論していく必要性や、外来医療の在り方について議論する際の視点等を記載。 |
| | 2～3 | <p>「2 目指す姿」 「医療機関の役割分担・連携の推進」「診療所が比較的少ない地域における診療従事」「医療機器の共同利用の促進」を記載。</p> <p>「3 計画の位置づけ」 医療法に基づいて医療計画の一部として策定</p> <p>「4 期間」 計画期間は令和2年度から令和5年度までの4年間</p> <p>「5 対象区域」 対象区域は「二次医療圏」</p> <p>「6 策定体制」 地域は「地域医療構想調整会議」、全道単位は、「北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会」で協議。</p> |
| 第2 人口の推計 | 4 | 総人口・年齢三区分別の推移に関するデータを掲載。 |
| 第3 患者及び病院等の状況 | 5～9 | <p>外来患者の受療動向、外来患者の病院・診療所別対応割合、医療施設数の推移、診療所に従事する医師数（総数・年代別）、医療機器の保有・稼働状況等のデータを掲載。</p> <p>※P. 5「外来患者の受療動向」 全体的には入院医療に比べると高い割合となっているが、低い圏域と高い圏域で大きな差がある。</p> <p>※P. 6「外来患者対応割合（病院・診療所）」 病院での対応割合が7割を超える圏域（南檜山、北渡島檜山、遠紋、根室）から、病院での対応割合が30%前後の圏域（南渡島圏域、札幌、後志、東胆振、十勝など）まで、状況に大きな差がある。</p> <p>※P. 7、P8「診療所に従事する医師の状況」 診療所医師の高齢化の状況は地域によって大きく異なる。</p> |

| 項目 | 頁 | 概要 |
|---|-------|---|
| 第4 外来医師偏在 指標の算定 | 10～12 | <p>外来医師偏在指標の考え方、算定方法、算定結果、外来医師多数区域の設定、算定結果の活用等について記載。</p> <p>※「5 外来医師多数区域の設定」については、現在、国において外来医師偏在指標を精査中。</p> <p>※「6 算定結果の活用」において、外来医師偏在指標は、一定の仮定の下、入手可能なデータを基に、全国で統一的に算出されるものであり、外来医師の過不足を示す絶対的な指標ではなく、外来医師の偏在の状況を表し得る参考的な指標として捉えることが適当との整理を記載。</p> |
| 第5 医療機器の配 置状況に関する 指標の算定 | 13～14 | <p>医療機器の配置状況に関する指標の考え方、算定方法、算定結果、算定結果の活用等について記載</p> |
| 第6 必要な施策 | 15～17 | <p>外来医療機能の偏在等の解消に向けた3本柱の取組として、「情報の整理・発信」、「地域における協議・取組の促進」、「不足する外来医療機能等の確保に向けた方策」について記載。</p> |
| 第7 計画の推進 | 18～20 | <p>医療機関の自主的な取組、医療機関や自治体による協議を通じた取組、道の取組、それぞれ、関係者が協力しながら進めていく旨を記載。</p> <p>併せて、医療を受ける当事者である患者・住民の理解が得られるよう、行政・関係団体が一体となった情報発信が重要であること、また、計画の推進に向け、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会や地域医療構想調整会議において、検証・協議を継続的に行っていくことを記載。</p> |
| 第8 各対象区域に おける不足する 外来医療機能及 び対応方針 | 21～ | <p>各対象区域における不足する外来医療機能及び対応方針を掲載。</p> |
| 第9 資料編 | 22～ | <p>外来医療に係る各種資料を掲載。</p> |